

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：16301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520817

研究課題名(和文) 戦国期西国における武家の家格上昇に関する構造的研究

研究課題名(英文) Structural study on family status rise of the military families in the warring ages

研究代表者

川岡 勉 (Kawaoka, Tsutomu)

愛媛大学・教育学部・教授

研究者番号：90186057

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：守護家を中核とする秩序が容易に否定されず家格秩序の根強い存続が認められる諸氏と比較・検討しながら、守護代家であった尼子氏が守護職を獲得するに至る事情を分析した結果、守護京極氏の家督後継者が断絶する中で、京極氏から尼子氏への国成敗権の継承がなされ、幕府もこれを保証・認定するというプロセスを経て、尼子氏の家格上昇が実現したことが明らかになった。尼子氏の覇権は室町幕府 守護体制に対する反逆・独立の中から生まれたものではなく、家格上昇に関する社会的合意を勝ちとる上で、守護家の家督・守護権の継承、幕府によるその認定という手続きを踏むことが大きな意味をもっていたと結論づけられる。

研究成果の概要(英文)：The succession of the country punishment right from Kyogoku to Amago Family was done while a birthright successor of protection Kyogoku died out as a result that Amago Family that was the sub-military commissioners analyzed the circumstances that came to acquire a lief-guard while the deep-rooted continuation of the family status order weighed it against recognized ladies and gentlemen without order to assume a person of protection the core being denied easily, and it became clear that a rise in family status of Amago Family realized after the process that the Shogunate guaranteed this and authorized. The hegemony of Amago Family is concluded in gaining the social agreement about the rise in family status not a thing born from treason, the independence for the Muromachi Shogunate - protection system when it had a big meaning to step on the succession of the birthright, protection right of the protections, a procedure called the authorization by the Shogunate.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：室町幕府 守護体制 尼子氏 守護家 守護代家 家格上昇

1. 研究開始当初の背景

従来の戦国期研究においては、応仁の乱後、室町幕府による全国支配は実質的に解体したとみて、大名の領国支配を個別に分析しようとする傾向が強い。特に東国大名による支配政策を指標に、大名領国を中央から自立した地域国家と捉える議論が有力な見方となっている。しかし、それでは各大名国家は日本国とどのような関係をもっていたのであろうか。かつて石母田正氏は、「戦国諸大名の中央にたいする権威志向的側面」を将軍家または天皇を頂点とした「礼」の秩序と捉えたが、その議論は抽象的な指摘にとどまっており、以後も大名国家の自立性を強調する視角に災いされて「礼」の秩序の内実を突き詰めて解明しようとする研究は低調であった。

一般に前近代の権力を支える要素に軍事的制裁能力があるが、権力が社会的な正統性を確保して長期的な存続を図ろうとした時に、物理的な強制力や経済力だけでなく、儀礼や文化装置を通じて社会的秩序が再生産されることの意味は小さくない。戦国期の諸大名についても、中央の権威に繋がり、それを背景に権力を確保・強化しようとする指向性を持っていたことは、諸国の城館が京都の将軍家や管領家を模した儀礼空間や各種の文化装置を備えていた事実からも明らかであり、諸大名が京都と結びつく様々な回路を保持していたことも軽視できない。戦国期の社会は、従来考えられてきた以上に、儀礼や伝統的な権威、身分的秩序や家格などが重要な意味を持ち続けていたのである。

近年に至って、「礼」の秩序の具体的なあり方を、武家官位や守護職の問題から解明しようとする研究が進展しつつある。これは、室町幕府 - 守護体制論や戦国期守護論の提起、諸国の戦乱を中央政界の変動と関連づけながら捉える視点の提示などと相俟って、戦国大名国家の自立性を強調してきた研究のあり方に対して再検討を迫るものと言える。応募者は、『室町幕府と守護権力』(2002年)・『中世の地域権力と西国社会』(2006年)などの著書を通じて、大内・山名・畠山・河野氏など、戦国期における西国守護の存在形態を論じてきた。大内義隆を滅ぼすクーデターを起こした陶晴賢が、大友義鎮の弟を大内氏の養子として新当主に迎えたように、「下剋上」にもかかわらず守護家・守護代という家格や身分的序列が根強く維持される場合が少なくない。応募者が、戦国期においてなお室町幕府 - 守護体制の枠組みの存続を重視する所以である。

しかし、その一方で、守護代や国人領主から出て守護職を獲得するに至った尼子氏や毛利氏などは、戦乱状況の下で家格上昇を果たしたケースである。これまで、どのような場合に在来の家格秩序が維持され、どのような場合に家格が上昇するのかを明確に論じた研究はない。本研究では、中国地方を主たるフィールドにしながら、戦国期の武家の家格

上昇の事例を取り上げ、その要因や背景を探ろうとするものである。家格上昇が実現する上で、戦乱や軍事的な要素が大きな契機となるのは事実であるが、戦争における勝敗の帰趨だけではなく、国家秩序との接点や幕府及び周辺諸大名の動きとの関わりが重要な意味をもつ。それぞれのケースを比較検討しながら、諸大名が家格や身分的序列を移動させる事情を具体的に明らかにし、戦国期における家格上昇の論理や手続き、そこに認められる社会的秩序づけの作用の仕組みや特質を考察する。

2. 研究の目的

天文21年(1552)、尼子晴久は室町幕府から因幡・伯耆・備前・美作・備後・備中6力国守護職に補任された。同年には晴久は出雲・隠岐両国の守護職も安堵されたほか、幕府の相伴衆に加えられたとみられる。毛利氏の場合は、永禄3年(1560)に毛利隆元が安芸国守護職に補任され、翌4年には元就・隆元父子が幕府の相伴衆に加えられ、翌5年には隆元に備中・備後・長門の守護職が与えられた。もともと出雲守護京極氏の守護代であった尼子氏や安芸の国人であった毛利氏が守護職を得たことに関しては、守護職の補任にさしたる意味を見いださず、領国支配の実態との間に大きなズレを指摘する見解もある。しかし、一国の守護職が無意味に補任されるはずはなく、そこに込められた狙いや意図を読み解くことこそ重要であろう。家格の上昇が実現するためには、幕府や諸大名をはじめとする社会的な承認が得られる必要があり、そのためには戦乱などを通じて国成敗権をある程度確保しているか、確保する可能性や資格を有していたことも考慮されなければならない。そして、家格上昇が実現する時の論理や手続き、そこに付随する諸勢力の矛盾や確執も視野に入れた分析が求められる。

本研究では、まず尼子氏と毛利氏の家格上昇の事情を、室町幕府や諸大名の動きと関連づけて解明する。とりわけ中央政界における細川晴元から細川氏綱 = 三好長慶への権力移動や、西中国の大大名であった大内氏の滅亡は、尼子氏と毛利氏の守護職獲得において重要な要因として読み解いていく必要がある。次に、大内氏や山名氏の場合のように、実権を掌握した守護代クラスの家臣がなお守護家を推戴する形をとり続ける事例と、家格上昇がなされた尼子・毛利氏との違いを整理し、差異が生じる要因を考察する。そして、こうしたケーススタディを通じて、戦国期の家格上昇が実現する上で必要な要素を定式化する。以上のことをふまえて、戦国期における守護職補任の意義、家格や身分秩序の機能、その社会的作用や変動方向について検討を加える。このように、本研究は戦国期西国の地域権力の変動を中世国家の枠組みや室町幕府 - 守護体制の解体過程の中に位置づ

けて把握することをめざすものである。

3. 研究の方法

本研究では、尼子氏などの家督上昇に関連する文書・記録類を網羅的に調査・収集し、これをデータベース化しながら、史料分析に取り組む。また、大内氏と山名氏の権力変動に関わる史料についても調査を行ない、尼子氏などの事例と比較検討しながら分析を行なう。

本研究は、大名権力の構造を個別に分析するのではなく、相互に比較検討しつつ、諸権力のあり方を横断的に分析しようとするところに方法的な特徴がある。したがって、將軍家や室町幕府、大友氏・武田氏・河野氏をはじめとする近隣諸大名、国人領主層や在地諸勢力などにも目配りし、必要な史料を幅広く収集することによって、中央政界の動きと地域権力の動静をリンクさせながら、16世紀半ばの政治変動と家格上昇のあり方を考察する。

この作業を基礎に西国大名の政治的位置の解明と、西国諸国における地域権力秩序の変動に関するケーススタディーを行なう。こうして得られた知見をふまえて、室町期から戦国期にかけての西国の地域権力秩序に関する構造的かつ動態的な把握を試みる。戦国期の列島社会における西国の位置を権力論のレベルで明確なものにする。

4. 研究成果

本研究では、戦国期の武家の家格上昇の事例として、出雲尼子氏を中心に取り上げて考察を進め、守護代家であった尼子氏が守護職を獲得するに至る事情を詳細に跡付けることができた。一方、守護家を中核とする秩序が容易に否定されなかった能登畠山氏・伊予河野氏・周防大内氏・但馬山名氏や、守護が追われて国人一揆が国成敗権を掌握した南山城の事例などを分析して、尼子氏の実例との比較・検討を行った。作業の結果、守護代が実権を掌握しながらも守護家を推戴しつつつけた諸大名の場合には家格秩序の根強い存続が認められるのに対し、尼子氏の場合には、守護京極氏の家督後継者が断絶する中で、京極氏から尼子氏への国成敗権の継承がなされ、幕府もこれを保証・認定するというプロセスを経て、尼子氏の家格上昇が実現したことが明らかになった。尼子氏の覇権は室町幕府 守護体制に対する反逆・独立の中から生まれたものではなく、むしろ守護代が自らの家格上昇に関する社会的合意を勝ちとる上で、守護家の家督・守護権の継承、幕府によるその認定という手続きを踏むことが大きな意味をもっていた事実が浮かび上がる。地域権力秩序のあり方は、各地域それぞれの事情をふまえて考察を深めていくべき課題であり、一律に論じることはいけませんが、家格上昇の論理や手続きを考察する上で、戦乱の推移や軍事的要素にとどまらず、社会

的合意をどのように取り付けていくかが鍵を握っており、中央政界や近隣地域の政治状況を十分に踏まえて読み解いていくのが重要であると認識できた。尼子氏と並んで顕著な家格上昇を実現した毛利氏について今回は取り上げることができなかったが、引き続き研究を進めていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

川岡 勉、尼子氏による出雲国成敗権の掌握、松江市史研究、査読無、7号、2014、pp1-19

川岡 勉、山名氏の但馬支配と室町幕府、但馬史研究、査読無、37号、pp1-50

川岡 勉、戦国期の室町幕府と尼子氏、査読無、島根県古代文化センター研究論集、査読無、11集、2013、pp37-53

川岡 勉、大山祇神社文書の整理と伝来、地域創成研究年報、査読有、7号、pp1-17

川岡 勉、戦国期の地域社会論と権力移行論 池享氏の二冊の論文集を読んで、織豊期研究、査読有、13号、pp31-41

〔学会発表〕(計2件)

川岡 勉、尼子氏の勢力拡大と中央政界、企画展関連講座、2012年10月27日、島根県立古代出雲歴史博物館

川岡 勉、能登畠山家と室町幕府 守護体制、石川の歴史遺産セミナー、2011年9月11日、石川県立歴史博物館

〔図書〕(計4件)

川岡 勉、愛媛大学教育学部日本史学研究室、新出大山祇神社文書、2014、94

川岡 勉 他、創風社出版、歴史の資料を読む、2013、265 (pp17-34)

川岡 勉、吉川弘文館、山城国一揆と戦国社会、2012、222

川岡 勉 他、創風社出版、日本史における情報伝達、2012、285 (pp95-122)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川岡 勉 (KAWAOKA, Tsutomu)

愛媛大学・教育学部・教授

研究者番号：90186057

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：